



経理の窓 6月号

平成24年6月1日号

梅雨の前の晴れ間、ゴールデンウィークにできなかった衣類や雑貨を片付けて、さっぱり、夏支度。近所のグリーンカーテンは、作り慣れて、伸びて茂るのを待つばかり。

今月の税務

法人 : 4月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第1期分の納付
社会保険 : 労働保険の申告と納付（7月10日迄）

法人税について平成23年12月2日に公布・施行された平成23年度税制改正、および平成24年税制改正のおもな内容をまとめます。

1. 復興特別法人税の創設

平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において復興特別法人税制度が創設されました。

（詳細は、平成24年4月号をご覧ください。）

2. 法人税基本税率の引き下げ

中小法人の税率 : 年800万円以下の金額 現行18%から改正後15%に引き下げ
年800万円超の金額 現行30%から改正後25.5%に引き下げ

適用時期 : 平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用

3. 定率法の償却率の見直し

平成24年4月1日以後取得される資産の定率法の償却率が引き下げられました。

定額法償却率の2.5倍 → 2.0倍

（詳細は、平成24年2・3月号をご覧ください。）

4. 青色欠損金の繰越控除制限、繰越期間の延長

- ・ 中小法人等以外の法人については、青色申告法人の欠損金の繰越控除制度等の控除の範囲が繰越控除前の所得金額の80%相当額に制限されることとなります。

適用時期 : 平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用

- ・ 青色欠損金の繰越控除制度について、繰越期間が9年（従前7年）に延長されました。

適用 : 平成20年4月1日以後に終了した事業年度に生じた欠損金額について適用

5. 貸倒引当金制度の見直し

中小法人等以外の法人については、貸倒引当金制度の適用法人が金融機関等に限定されることになりました。ただし貸倒引当金が縮減される法人については段階的に廃止されます。

6. 寄附金の損金算入限度額の引き下げ

一般の寄附金の損金算入限度額について、資本金等の額の1000分の2.5相当額と所得金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1（従前2分の1）に引き下げられました。

適用時期：平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用

7. 当初申告要件及び適用額の制限

・法人税における当初申告要件の廃止

受取配当等の益金不算入などの制度について、法人税法における当初申告要件が廃止されました。

・法人税法における適用額の制限の見直し

外国子会社から受ける配当等の益金不算入などの制度について、法人税法における適用額の制限も見直され、これらの制度の適用を受ける金額については、確定申告書等だけでなく、修正申告書又は更正請求書に添付された書類に適用を受ける金額として記載された金額を限度とすることとされました。

・租税特別措置法における適用額の制限の見直し

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除などの制度について、租税特別措置法における適用額の制限の見直しが行われ、控除を受けることができる正当額を計算するに当たって基礎とする事項が、確定申告書等に記載された全ての事項から、確定申告書等に添付された書類に記載された特定の事項（試験研究の額、資産の取得価額等）とされました。

8. 適用期限の延長

次の制度について、適用期限が2年延長されました。

- ・ 中小企業投資促進税制
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・ 試験研究費の増加額にかかる税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度
- ・ 交際費等の損金不算入制度
- ・ 交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例
- ・ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例
- ・ 中小企業者等以外の法人の欠損金繰戻しによる還付制度の不適用措置

《お知らせ》

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者様の納付期限です。

1月から6月の源泉所得税を納付します。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

